

令和5年度 第1回
利根川水系 中川・綾瀬川河川整備計画 フォローアップ委員会
(議事録)

令和5年12月5日(火)

江戸川河川事務所総合管理棟1階会議室

(WEB併用)

出席者(敬称略)

委員長 田中 規夫 (埼玉大学大学院 理工学研究科 教授)

委員 末木 啓介 (埼玉県立歴史と民俗の博物館 館長)

手塚 広一郎 (日本大学 経済学部長)

堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 専務理事)

中村 恭志 (東京工業大学大学院 環境・社会理工学院融合理工学系
准教授)

二瓶 泰雄 (東京理科大学 創域理工学部 社会基盤工学科 教授)

畠瀬 頼子 ((一財)自然環境研究センター 主席研究員)

平林 由希子 (芝浦工業大学 工学部 土木工学科 教授)

(五十音順)

◆開会

【田所副所長】

ただいまより「令和5年 第1回 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局 江戸川河川事務所 副所長の田所と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会にあたっての守安江戸川河川事務所長による挨拶につきましては、この後、公開の本会議にて行わせて頂きます。

本日の中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会につきましては、対面とWEBを併用しての開催とさせていただきます。資料を説明させて頂いたあと、ご意見を願ひいたします。

ご発言にあたりましては、お名前のご発言を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。併せて、WEB参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせ頂きますとともに、会議の途中での音声の不通や途切れ、画像の乱れなど、通信障害が発生した場合には、大変恐れ入りますが画像をオフにさせていただくなどの対処をお願ひいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。配布資料一覧のほか、議事次第、委員名簿、資料1-1 委員会 規則、資料1-2 委員会 運営要領（案）、公開規定（案）、傍聴規定（案）、資料2-1 河川整備計画の策定と点検について、資料2-2 河川整備計画の概要、資料3-1 利根川水系環境整備事業（中川・綾瀬川）、資料3-2 利根川水系環境整備事業（中川・綾瀬川）（様式集）、以上となります。不足等がございましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

本日は委員の皆様8名のほか、オブザーバーとしまして埼玉県、東京都にご出席いただいております。

委員の皆様方のご紹介は、後ほど本委員会の中で行わせていただきたいと存じます。

続きまして、「次第2. 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則について」に移ります。

委員会規則は関東地方整備局で定めることとされておりますので、事務局より委員会規則を説明させていただきます。それでは説明をお願いします。

◆利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則について

【五十嵐計画課長】

計画課長の五十嵐と申します。

資料1-1 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則について説明をいたします。

規則の方をご覧ください。第1条の名称、今回は利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会と称します。

第2条 目的及び設置、委員会は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通しを適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者等の意見を聴くことを目的として、関東地方整備局が設置する。

第2項 委員会は、河川整備計画に基づき実施する整備局の事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、関東地方整備局長に対してその具申を行うものとする。

第3条 組織等については、第1項から第10項までご覧いただいているとおりになります。

第4条 事務局、委員会の事務局は、整備局河川部河川計画課及び江戸川河川事務所計画課に置く。

第2項 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

第5条 雑則、本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分1以上の同意を得て行うものとする。

附則 施行期日は、令和5年12月5日から施行する。

説明は以上になります。

【田所副所長】

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問、ご確認等ございましたらお願いいたします。

それでは、これ以降、本規則に則り、進めさせていただきます。

◆委員長選出

【田所副所長】

引き続きまして、「次第3. 委員長選出」に移らせていただきます。

規則第3条第6項により、委員長は委員の皆さまの互選によることとなっています。どなたか委員長を引き受けていただける方、ご推薦していただける方、いらっしゃいますでしょうか。

【二瓶委員】

はい。

【田所副所長】

二瓶委員お願いします。

【二瓶委員】

埼玉大学の田中委員を推薦したいと思います。よろしくお願いします。

【田所副所長】

ただいま二瓶委員から田中委員のご推薦をいただきました。皆様方のご意見はございますでしょうか？

【堂本委員】

賛成です。

【平林委員】

賛成します。

【中村委員】

是非お引き受けいただければと思います。

【田所副所長】

それでは異議がないようですので、委員長は田中委員にお願いしたいと思います。
田中委員、よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい。

【田所副所長】

田中委員長には、この後の公開となります本会議にてご挨拶いただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これからの進行については、田中委員長にお願いしたいと思います。

引き続きまして、規則第5条に委員会の運営に関し必要な事項を定める条項がございます。田中委員長、運営要領、公開規定及び傍聴規定の審議をよろしくお願ひ致します。

【田中委員】

事務局から運営要領、公開規定及び傍聴規定について説明をお願いします。

【五十嵐計画課長】

事務局から運営要領、公開規定、傍聴規定の案について説明をさせていただきます。

まず資料1-2 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領(案)についてご覧いただきたいと思います。

第1条 目的、本運営要領は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則 第5条に基づき、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会の委員会の方法に関し、必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

第2条 委員会の招集、委員会は、関東地方整備局長から委任された江戸川河川事務所長が招集します。

第3条 委員会の成立条件等、委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第2項 審議する案件については、可否同数の場合は、委員長に決する。

第4条 議事録、委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

第5条 委員会の公開について、委員会は原則公開とし、委員会の公開方法については、委員会で定める。

第6条 委員会資料等の公開について、委員会に提出された資料等については、速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

第7条 雑則、本運営要領の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附則 施行期日については、本日委員の皆様にご了承いただけた場合には本日付となります。

続けて、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会公開規定（案）について説明をいたします。

第1条 目的、本規定はそれが利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領第5条に基づき、委員会の公開を定めるものである。

第2条 委員会開催の通知、委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続等について速やかに国土交通省関東地方整備局及び江戸川河川事務所ホームページにより一般に周知する。

第3条 会議の傍聴、委員会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

第4条 資料の配布、委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条 その他、本規定の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附則 施行期日については、本日委員の皆様にご了承いただけた場合には本日付となります。

続けて傍聴規定について説明をいたします。

第1条 目的、本規定は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会公開規定第3条の条項に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条 受付、事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名及び年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

第3条 入室、傍聴人受付で受付を終了したものの委員会会場への入室は、委員会開始予定時刻の10分前とし、委員会開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

第4条 委員会の傍聴については、第1項から第9項までご覧頂いている通りとなります。

第5条 退場等の措置、委員長は、傍聴人が前条の事項に違反した場合、傍聴人に委員会会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条 その他、本規定の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附則 施行期日については、本日委員の皆様にご了承いただけた場合には本日付となります。

説明は以上になります。

【田中委員】

ただいま事務局から運営要領、公開規定それから傍聴規定について説明がありました。

これらは規則上、委員会で定めることになっております。皆様いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

特に異議がないようですので、委員全員が了承したということで、この運営要領等に沿って進めたいと思います。よろしく願いいたします。

【田所副所長】

ありがとうございます。それでは原文どおりで運営要領、公開規定、傍聴規定から(案)を削除し、本日より施行することといたします。お手数ですが、お手元の資料の(案)の削除をお願いいたします。今後は原則として本運営要領等に沿って運営することといたします。

それでは、本委員会に入りたいと思います。

公開規定第3条により、報道関係、傍聴人の皆様に入室いただきますのでしばらくお待ちください。

◆挨拶・委員紹介等

【田所副所長】

これより「令和5年 第1回 中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」を開会します。

皆様、本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局 江戸川河川事務所 副所長の田所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、対面とWEBを併用して開催をさせて頂いております。

記者発表の際に会議の公開についてお知らせしておりますとおり、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、取材、傍聴の皆様には、記者発表でお知らせしておりますとおり、注意事項に沿って、適切に取材及び傍聴されまして、議事の進行にご協力頂きますようお願いいたします。

また記録の為に、事務局による撮影等を行っておりますので、どうぞご了承願います。

資料の確認は先だって会議規則等の確認をした際に行いましたので、省略させていただきます。

なお、運営要領、公開規定、傍聴規定につきましては、先だって了承されておりますので、本日より施行いたします。

次に、議事次第の4でございます。江戸川河川事務所長の守安より挨拶させていただきます。

守安所長、よろしくお願いいたします。

【守安所長】

改めまして、事務所長の守安でございます。平素より河川行政にご協力を賜りまして、ありがとうございます。

本日は皆様ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画、皆様のご協力、そして関係機関の協力もありまして、先月 11 月に策定することができました。これからは整備計画を実行する段階に入りますが、地元の意向を伺いつつ、本日ご出席の先生方にご意見を賜りながら、ぜひ点検しながら進めていきたいと思ひます。

本日は第 1 回目ということで、まずは整備計画の概要について説明させていただくとともに、早速、環境整備事業につきまして、ご審議を賜りたいと思ひます。

本日どうぞ忌憚ないご意見を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【田所副所長】

ありがとうございました。

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

本日は委員 8 名全員にご出席いただいております。時間の都合上、委員名簿の順に私からご紹介させていただきます。

埼玉県立歴史と民俗の博物館 末木委員。本日は、WEB でのご出席となります。

【末木委員】

よろしくお願ひします。

【田所副所長】

埼玉大学大学院 田中委員。

【田中委員】

田中でございます。よろしくお願ひします。

【田所副所長】

日本大学 手塚委員。本日は、WEB でのご出席となります。

【手塚委員】

手塚でございます。よろしくお願ひします。

【田所副所長】

埼玉県生態系保護協会 堂本委員。

【堂本委員】

堂本でございます。よろしくお願いいたします。

【田所副所長】

東京工業大学大学院 中村委員。本日は、WEBでの出席となります。

【中村委員】

中村でございます。どうぞ皆さまよろしくお願いいたします。

【田所副所長】

東京理科大学 二瓶委員。

【二瓶委員】

東京理科大学 二瓶と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【田所副所長】

自然環境研究センター 畠瀬委員。

【畠瀬委員】

畠瀬です。よろしくお願いいたします。

【田所副所長】

芝浦工業大学 平林委員。本日は、WEBでの出席となります。

【平林委員】

平林と申します。よろしくお願いいたします。

【田所副所長】

また、本日はオブザーバーとしまして、埼玉県及び東京都にWEBでご出席いただいております。

なお、会議に先立ち会議規則等の確認を行うとともに、委員長として田中委員が選出されました。

それでは、田中委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【田中委員長】

改めまして、埼玉大学の田中です。この中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

河川整備計画を策定する際の委員の方はだいぶ共通でおられますので、改めてその中川・綾瀬川の特徴等を話す必要はないかと思いますが、今年6月に内水の氾濫がありました。改めて、河川の水が抜けづらく、地場より高くなって、内水氾濫や湛水が起きやすい地域であるということを痛感したわけであります。

そういうこともあり、この河川整備計画の推進をどのような順番で行っていくのかということとその地域の河川や水路の整備、あるいは排水機場、あるいは流域対策、そういったものをどう並行させながら流域全体として安全度を上げていくかが非常に重要な河川ということになるかと思えます。

そういう意味で、この委員会の目的であります社会情勢を踏まえて、それから地域の意向とか、河川整備の進捗状況とか、あるいはこれからの対応方針などを点検したり、あるいは対応方針に対して意見を言う。こういうフォローアップというのは必要になってきているんだろうと思っております。

それで、治水だけではなく環境面でも、この地域は東京に近いということで、だいぶ人口増えてきた地域ですが、最近納まってきてはいますが、それでもやはり優良農地が残っているということで、今後、環境面での生態系のネットワークの再生も含めて、この河川整備計画でうたわれているような、良好な環境を維持、再生した河川になっていければと思っております。

そういうことで、本日の議題としては「河川整備計画の策定と点検について」という議題と、早速ですけれども、その事業再評価に係る案件が出てきております。

フォローアップ委員会がしっかりと中川・綾瀬川の河川整備に貢献できるように、ぜひ

皆様から忌憚のない意見をよろしくお願ひいたします。

【田所副所長】

ありがとうございました。

取材をされている皆様にお伝えをいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事次第5. 議事に入ります。委員の皆様にお願ひがございます。ご発言にあたりましては、委員長の名指の後、所属、お名前のご後にご発言をいただければと思ひます。

また、WEB参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせ頂き、委員長の指名のご後にご発言をいただければと思ひます。

それでは、これからの進行につきましては、田中委員長にお願ひいたします。

◆議事 (1) 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の策定と点検について

【田中委員長】

それでは、早速ですが、議事次第5. (1) の「河川整備計画の策定と点検について」に入ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

【五十嵐計画課長】

江戸川河川事務所 計画課長の五十嵐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは資料2-1、『河川整備計画の策定と点検について』説明をいたします。画面共有もしてありますので、よろしくお願ひいたします。

こちらの資料では、11月15日に中川・綾瀬川河川整備計画を策定いたしましたので、概要についておさらいをしまして、今後どのように連携をしていくのかをご確認いただきたいと思ひております。

また、河川整備計画につきましては本日を配りしております資料2-2として、概要版のパンフレットも配布させて頂いておりますので、参照いただければと存じます。

それでは、資料2-1の1ページ目をご覧ください。

河川整備計画の策定経緯について説明いたします。河川の計画である河川整備基本方針と河川整備計画に係る内容については河川法に定められておりまして、1 ページ目の下に法律の抜粋も掲載をしております。

河川整備基本方針につきましては、河川の長期計画となっており、基本高水流量、計画高水流量、当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めることとされております。社会資本整備審議会でご意見を頂いた上で、公表しているものとなっております。河川整備計画につきましては、20 年から 30 年の河川の整備目標を明らかにし、個別事業を含む具体的な河川の整備内容や河川維持の内容を定めるものです。今回、中川・綾瀬川の河川整備計画は今年の 3 月に原案を公表いたしまして、学識経験者、関係住民のご意見を踏まえて、10 月に案を決定、地方公共団体の長のご意見を頂いた上で 11 月 15 日に決定・公表したものとなっております。

2 ページ目をお願いいたします。中川・綾瀬川の河川整備計画につきましては、策定後、関東地方整備局のウェブサイトにて公開をしておりますので、そちらのご紹介になります。

続きまして 3 ページ目をお願いいたします。こちらからは中川・綾瀬川の流域及び河川の特徴についてとなります。まず、左上の地形図をご覧くださいと思います。中川・綾瀬川の流域は埼玉県と東京都、一部茨城県が含まれておりますけれども、中川は埼玉県羽生市を起点とした、延長約 81 km、流域面積 811km² の河川となっております。綾瀬川につきましては、埼玉県桶川市を起点といたしまして、延長約 48 km、流域面積 176km² の河川となっております。

ご覧いただいておりますとおり、荒川や江戸川等の大河川に囲まれた低平地となっており、過去から放水路等の整備を実施してきている流域となっております。

真ん中の地盤高の図をご覧くださいと思います。中川と綾瀬川を合わせますと約 1,000km² とまとまった流域となっており、面積としては多摩川の流域とほぼ同じ面積となっております。それぞれの領域を点線で囲むと、多摩川は流域の半分が山地である一方で中川・綾瀬川の流域は上流から下流まで流域のほとんどが青い着色の標高 20m 以下の低平地となっております。降った雨が山地でしみ込むということではなくて、すべて低平地でその雨水を受け止めてコントロールをしていかなければならない流域であるという点で、治水対策が難しい流域となっております。

右上の地形図をご覧ください。こちらでは地質の特性を示しており、中川・綾瀬川流域

は、江戸時代における利根川の東遷、荒川の西遷が行われる前までは、利根川や荒川が流れていた流域となっております。大宮台地と下総台地に挟まれた利根川や荒川等の洪水堆積物によって生じた沖積平野ということになってございます。

続きまして左下の河床勾配の比較図をご覧くださいと思います。こちらでは中川・綾瀬川の河床勾配を載せてございますけれども、約 4000 分の 1 と非常にゆるく、水が流れづらいことがお分かりいただければと思います。このように流域全体が低平地で河床勾配が殆ど無く、さらに海に面していることもございまして、潮位の影響も受けるという事で、大雨が降ると、洪水はほとんど流れず、流域内に溜まる特性があり、過去から浸水被害が発生しているという状況でございます。

さらに、特徴と致しまして右下の土地利用の状況も見ていただきますと、中川・綾瀬川の流域は首都圏に位置し、開発が進んでおり、平成 27 年の時点で市街化率が 53%に達し、降った雨が河川に流出する傾向が顕著になってございます。

真ん中、降雨特性は年間降水量としては全国平均値と比べやや少ないという傾向になってございます。

4 ページ目お願いいたします。先ほどの、地形特性に加えまして近年、高度経済成長期も背景として、左側の図にあるように土地利用が農地から市街地に急激に変化いたしましたので、市街化が進み、従来の河川だけの対策では治水対策が困難になったということで、中川・綾瀬川流域では昭和 50 年代から河川のみでの対策ではなく、流域においても保水・遊水機能を維持すると言った総合治水対策を実施して来てございます。

対策の事例につきましては、右側に写真でも紹介しているとおり、河川の対策は河川改修や調節池の整備、流域対策では校庭貯留や盛土規制、開発調整池の整備などを実施してきているところでございます。

5 ページ目をお願いいたします。こちらは、これまでの洪水被害の状況をまとめた表となっておりますが、過去から浸水被害が頻発をしている流域となっております。

近年では平成 27 年の鬼怒川の決壊した際の洪水被害が最も被害が大きく、床上・床下合わせて 5,000 戸弱の浸水被害が生じているような状況でございます。

それ以降も平成 29 年、令和元年と浸水被害が生じておりますけれども、先ほど田中先生からもお話がありまして、今年の 6 月には台風第 2 号の影響により埼玉県南部の市町を中心として約 4,000 件の浸水被害が生じ、関係者で現在、緊急的な対策について協議を実施しております。

6 ページ目をお願いします。こちらからは策定した河川整備計画をおさらいする資料となっております。計画の対象区間につきましては、図にお示ししているとおり、流域の中でも中流部の黒い太線で示している国が管理している区間となっております。計画の期間は概ね 30 年間としてございます。

7 ページ目をお願いいたします。こちらでは河川整備計画で定める目標について大きく 3 点挙げてございます。

1 点目、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水を推進し、洪水による災害の発生防止または軽減を図るという目標としてございます。

2 点目、戦後最大洪水である昭和 33 年 9 月洪水と同規模の洪水に対し、災害発生防止または軽減を図り、流域における洪水調節施設や流域対策等を考慮して河道整備において対象とする流量を中川の主要な地点吉川では $640\text{m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川の主要な地点谷古宇では $60\text{m}^3/\text{s}$ と定めてございます。

3 点目、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回るような洪水等が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、ハード・ソフト一体で流域治水を推進してまいります。

8 ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらでは、洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項として、河川工事の内容を挙げており、右下の方に平面図としてまとめております。

目標を達成するために必要な堤防の整備や河道掘削、橋梁対策等を挙げており、(4) として、新規放水路や八潮排水機場の増強等も見込む計画となっております。

9 ページ目をご覧いただきたいと思います。上段が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項からの抜粋となっている他、下段の河川環境の整備と保全に関する事項からの抜粋となっております。

河川環境の整備と保全に関する事項のうち、(1) 水質改善においては中川・綾瀬川ともに環境基準はクリアしておりますが、引き続き取組を進めてまいります。

また、(2) 自然環境の保全と再生について、感潮区間におけるヨシ原や干潟等の自然環境について保全を図るとともに、写真のようにサギのコロニー等、水際部においても自然環境の連続性・多様性を図ってまいります。

(3) は河川の利用についての項目となります。大変多くの方に河川利用をいただいて

いるところですが、引き続き関係機関と連携し、河川の利用推進に努めて参ります。

また、このあとの議題でご審議いただきます「総合水系環境整備事業」の再評価の内容ともなりますが、今年の8月には葛飾区と「かまちづくり」の登録を行ったところであり、今後、こういった取組も推進してまいりたいと考えてございます。

10 ページ目お願いいたします。ここからは河川の維持に関する項目となります。冒頭に説明した地形特性から大変多くの水門・排水機場を備えている流域でございます。これらの施設について、洪水時には必要な機能が発揮されるように適切に点検・巡視を行ない、長寿命化を図ります。長寿命化が困難な施設については新たな技術や知見を踏まえて、ライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。また、河川管理施設の操作につきましては、操作規則等に基づき適切に操作するとともに、施設を操作する職員の講習会訓練等を実施致します。さらに洪水等が発生した際のバックアップ機能の強化ですとか、操作員の安全確保の観点から、必要に応じて遠隔操作化や無動力化等を進めてまいります。合わせて(2)にありますとおり関係機関と連携して避難訓練の実施と地域の防災力向上にも努めて参ります。

11 ページ目ご覧いただきたいと思っております。続いて河川の維持の目的、種類及び施工の場所の内、河川環境の整備と保全に関する事項からの抜粋となっております。(1) 水質の保全につきましては、水質管理や水質改善のための啓発活動の他、冬場は農業用水路の管理者等と連携し、水質の改善を図って参りたいと考えております。(2) 自然環境の保全につきましては河川水辺の国勢調査等により、基礎情報の収集・整理を引き続きしっかり行うほか、特定外来植物として確認されているアレチウリやオオカワヂシャ等について、必要に応じて学識経験者等のご意見も伺いながら、関係機関や地域住民と連携し、防除等の対策を実施してまいります。(3) 以降、写真のように水面の適正な利用や環境教育の推進、不法投棄対策に取り組んでまいります。

12 ページ目ご覧ください。こちらはその他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項からの抜粋となっておりますけれども、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理や地域住民、関係機関との連携・協働、治水技術の伝承の取組など進めてまいります。

以上、河川整備計画について大まかな内容について確認をさせていただきました。

13 ページ目をご覧いただきたいと思っております。ここからは、河川整備計画の点検を今後ど

のように実施をしていくのかについて、説明をさせていただきます。

中段の図をご覧くださいと思います。河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものとなっております。中段の「点検の視点」にあるとおり、「1. 地域社会情勢の変化」、「2. 地域の意向」、「3. 河川整備の進捗状況」、「4. 進捗の見通し」、「5. 河川整備に関する新たな視点」を踏まえ、適切に計画に反映できるよう、その内容について点検して、必要に応じて右側の河川整備計画の内容に反映・変更して参るところで考えてございます。

14 ページ目をご覧くださいと思います。河川整備計画の点検にあたりましては、本フォローアップ委員会において学識経験を有する先生方のご意見を伺い、客観性の確保に努めて参ります。委員会では、先の点検の視点に沿って点検を行ない、中段の図のとおり、点検の結果、計画の見直しの必要がなければ現計画に基づいて事業を継続し、見直しの必要があれば計画の変更について検討等を進めていく流れで、今後の河川整備計画の点検を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。以上、今後の河川整備計画の点検についてございました。

説明については以上でございます。

【田中委員長】

それではどなたからでも結構ですので、今の説明について質問・コメントがあれば挙手の上ご発言いただきたいと思います。事務局はその都度必要に応じてお答えください。ウェブで繋がれている方も含めて、何かご意見がありますでしょうか？

二瓶委員どうぞ。

【二瓶委員】

色々思い出しながら伺いましたのですが、最後の13ページの点検の図について、色々線が引かれています。どういう意味があつて引いているのか分かれば。もう少し引いてもいいのではないかいふところもありますがどうでしょうか。この辺りに、もしこういう意図して線を引いた等があれば、簡単に結構ですので教えていただいてもいいですか。

【五十嵐計画課長】

こちらの線につきましては、かなり緻密に線を引いてあるように見えますが先生がおっしゃるとおり、これ以外の線が引けるところもちろんあると思いますので、この線だけに囚われず、点検の視点に沿って、変えるべきところがあれば計画に反映していくと考えてございます。

【二瓶委員】

分かりました。この視点が、どこかにいかないというのは無理がなくはない。ただ地域の意向として、もう少し全体的な意向もあるかと思いました。その辺は臨機応変にしていただければ良いかなと思います。

ありがとうございます。

【田中委員長】

他に何かありますでしょうか？

平林委員、よろしくお願いします。

【平林委員】

今後の都市計画についての質問ですが、市街化率が aumentandoしている土地利用の推移についてご説明いただいてきたかと思いますが、この先、10年後は市街化率51%と想定しているという目標も示していただいたところですが、この先、どのぐらいまで市街化率が進む見込みであるのか、またはその市街化が進む中で、どのように都市計画の規制、誘導等を考えていらっしゃるのかをご説明いただけますでしょうか。

【五十嵐計画課長】

今回の中川・綾瀬川河川整備計画につきましては、概ね30年間の計画ということで説明をさせていただきましたけれども、想定する市街化率は56%を見込んでの計画となっております。現在流域の市区町が都市計画で公表している情報を元にどれぐらいの市街化率が進行するのを見込んでいたところになってございます。

もちろん、そういった想定によらず、先ほど流域治水という説明もさせていただきましたけれども、メリハリのついた土地利用を今後も流域の関係市区町とともに実施をして参

りたいと考えてございます。

【平林委員】

ありがとうございました。

【田中委員長】

他にありますでしょうか。堂本委員お願いいたします。

【堂本委員】

河川環境の整備と保全に関する事項の9ページのところから、昨今、委員会の時も話したと思いますけれど、ネイチャーポジティブや30by30を受けて、環境に関心のある市民の方から、例えば、「中川・綾瀬川流域は地元の市区町村の中で一番自然が残っている、やりよるによってはもっと良くなる」、「そこを自然共生サイトにできないのか」という質問を受けることが多くなりましたが、現時点で、河川管理者の方で、こういった河川整備計画の中で自然共生サイトの位置づけや方向性について考えがあるのでしょうか。もしあればお聞きしたいです。

【中山流域治水課長】

流域治水課の中山です。

環境の整備に関する部分で、今、自然共生サイトという話をいただきましたが、今の時点においては、新たに環境を創出する地点の抽出はございません。ただ、先ほど紹介もありましたサギコロニーや環境の配慮が必要な地点については、河川整備計画の中でも取り組んでいくということでお示ししているところです。

【田中委員長】

よろしいでしょうか。

コウノトリの話等も含めて、国交省だけではない組織でそのような場所をどう広げていくかの取組を国交省においてされていますよね。そういうものともリンクしてくれればいいと思います。

◆議事（２） 利根川水系環境整備事業（中川・綾瀬川）に対する事業再評価

【田中委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事次第 5.（２）「利根川水系環境整備事業（中川・綾瀬川に対する事業再評価）」に入ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

【中山流域治水課長】

本日の資料説明をさせていただきます、流域治水課長の中山と申します。どうぞよろしくをお願いします。

右上に資料 3-1 と書いてある資料で説明させていただきます。その他に、資料 3-2 ということで、参考資料も用意しておりますので、参照していただければと思います。

資料 3-1 に基づいて総合水系環境整備事業について説明します。

次のページの目次としまして、「1. 事業概要」、「2. 事業の進捗状況の見込み等」、「3. 事業の投資効果」、「4. コスト縮減等」、「5. 関連自治体等の意見について」の順で説明します。

まず 1 ページ目ですけれども、先ほど河川整備計画の説明で流域の概要については紹介がありましたので説明を省略します。

2 ページ目からの説明にきたいと思います。

流域の概要として、中川・綾瀬川流域は急激な都市化に対応した河川改修、激甚災害による緊急復旧など治水優先で、直立護岸が多く整備されてきた一方で、近年における水質の改善により、地域における水辺環境への利用のニーズが高まりつつあり、散策や環境学習の場として誰もが安全かつ容易に利用できる水辺の整備が求められています。

中段の 2 枚の写真にありますとおり、こちらは高水敷がない直立護岸で水辺に近づけない状況です。また、下段には、子供たちが水辺で環境学習を行うことができる場がないという状況の写真です。

3 ページにいきまして、地域の協力体制ということで、葛飾中川かわまちづくりについて説明します。

国土交通省では、河川空間を生かした地域の賑わいの創出を目指す取組として、平成 21

年度にかわまちづくり支援制度を創設しており、市区町村等から申請を受けて計画の登録を行い、ハード・ソフトの両面から支援を行なっています。

葛飾中川かわまちづくりは、葛飾区と中川かわまちづくり協議会の連名申請により、今年度8月10日に計画が登録されたところです。この計画では、国が整備する管理用通路を水辺の散策路として活用し、葛飾区が整備する拠点を繋ぐとともに、区や協議会が開催するイベント等により、中川を軸とした回遊性の向上や賑わいの創出を図ることとしております。

下段に整備のイメージ図があります。真ん中に管理用通路として示しておりますが、この位置、従来は護岸があり、法面の先、川側には通路はなかったのですが、管理用通路として整備することによって、私どもの堤防の維持管理への活用も有効ということで、通路を整備します。

また右側に整備イメージとしまして、堤防付近には広場がありますので、そこを活用してマルシェやキッチンカーなどを活用したイベントでの賑わい創出ということで、活用できるのではないかと示しております。

4ページ目は、中段の表において昭和55年から今までに取り組んできた環境整備事業の内容が書かれており、分野：水環境、河川名：綾瀬川とありますが、こちらは水環境を良くするために、水辺整備として取り組み、平成23年に完了評価を済ましております。また、綾瀬川では、大曾根の水辺整備とか水辺環境ということで管理用通路、ワンドの整備、親水護岸などに取り組んでおり、平成26年に完了評価ということで進んでいるところです。

今後は水辺整備で残っております、1つ目として中川やしお水辺の楽校で、今までワンド整備、水中歩行路などの整備を進めてきたところであり、整備自体は今年の3月に整備が完了しており、今後それを活用する面でモニタリングを行っていきます。

事業状況等、安全対策などの状況をモニタリングするという考えております。

2つ目に葛飾中川かわまちづくり事業ということで、来年度から着手予定の新規事業となります。こちらでは管理用通路・転落防止柵、階段あるいは坂路を整備する予定としており、来年から令和14年までの取組として計画しております。

下段の左から、綾瀬川の河道掘削、綾瀬川水辺整備、中川水辺整備の写真を示しており、一番右側のイメージ図は来年度から事業化する葛飾中川かわまちづくり事業となっております。右側には、平面図に位置を示しております。

続きまして、5 ページ目にいきます。事業の進捗状況としまして、完了箇所の説明になります。綾瀬川の水環境につきましては、今まで浚渫や、汚濁負荷削減事業、浄化施設の整備などやってきており、整備に取り組んできた結果、左下に BOD の推移を示しております。水環境の事業に取り組んできた結果、環境基準を概ね下回っている状況に維持しております。下には取り組んだ各事業の位置図を示しております。

続きまして6 ページ目にいきまして、こちらも完了箇所なのですが、綾瀬川の水辺整備ということで、下段に大曾根地区のビオトープ整備、上段が整備前、下段が整備後ということで、写真を添付しております。真ん中には、綾瀬川水辺拠点整備の、整備前と整備後を示しております。右側に綾瀬川親水護岸の整備ということで、整備前と整備後の状況を掲載しております。いずれも水辺に人が近づきやすくなるように取り組んできた内容になります。

7 ページ目にいきまして、次は継続箇所ということで中川やしお水辺の楽校というところがあります。下段の真ん中に写真を示しており、中川にワンドを整備し、そこを活用することで環境整備として取り組んできております。左側にはワンドがない整備前の状況と整備後を示しております。整備後のところに緑色で水中歩行路の整備位置を示しておりますが、今年3月に完成した部分になります。右側に水中歩行路を整備し、今年この水中歩行路を活用した水中歩行体験を実施しております。こちらは普段、水は使っておりませんが、水中歩行体験をする際には中川の水位の変動がありますので、水位が高い時に水を入れて水中歩行路で体験できるような状況になっております。

8 ページ目にいきまして、こちらは新規箇所として葛飾中川かわまちづくり事業を左側に写真で付けておりますが、中川大橋より上流側の護岸部の管理用通路の整備を計画しております。全体計画として、表にあるとおり管理用通路 2500m、転落防止柵 2500m、階段工 12 箇所、坂路 9 カ所を計画しております。右側に整備前、整備後のイメージを付けており法面の下に通路ができることにより除草等、維持管理の面でも有効性があります。また右側に管理通路を活用して地元の関係者が利用しやすいように、散策できるように整備していきたいと思っております。

9 ページ目は事業の投資効果を算出してしております。評価の仕方として、CVM、トラブルコストの確認として TCM 等の種類がありますが、今回は CVM で行っております。アンケート調査により予備調査を行って本調査を実施し便益を算定します。それに合わせて全体の総費用、C の算定をし、B/C を求める手法で評価をしております。

10 ページでは中川八潮地区、先ほどの水辺の楽校の評価を示しており、従来ですと、環境整備全体を評価して全体事業で繰り返しを求めるところですが、完了事業については削除する方法に変わりましたので、今回は、中川やしお水辺の楽校の便益費用を算出しております。こちらは令和2年度に評価済みとなっておりますが、それを再計算しています。当時はアンケートで行い、支払い意思額として349円。右側の費用便益費ということで、建設費用、維持管理費の合計が4.5億円。総便益は36.6億円で、B/Cは8.1という結果になっております。また、来訪頻度の変化点が見られる概ね2kmを受益範囲として導き出しております。真ん中の下段に2kmまでは利用頻度が高いとアンケートで導き出されており、2km範囲を対象として算出しております。

11 ページ目は葛飾中川かわまちづくり事業の投資効果について整理しております。真ん中に水辺整備について月当りの支払い意思額として404円という結果が出ており、右側の費用便益費については、総費用は15.3億円、総便益は171億円、B/Cは11.2という結果になっております。左側は、来訪頻度の変化点が見られる概ね3kmを対象として導き出しております。

12 ページは、右側に参考として、やしお水辺の楽校の前回評価の算出結果を掲載しています。この時、B/Cは11.0となっております。左側には、やしおの水辺の楽校と葛飾中川かわまちづくりの合計で導き出した結果の便益費B/Cを記載しており、10.5となっております。

13 ページ目のグレーの箇所は、綾瀬川の水環境と水辺整備について完了評価済みということで、今回のB/Cの評価では除いてまとめております。中川のやしお水辺の楽校で総便益が8.1、葛飾中川かわまちづくり事業で11.2ということで、合計した結果でB/Cを導き出した結果として10.5となります。

14 ページはコスト削減の取組として、管理用通路について主要材料などの見直しなどの検討を行いコスト削減に努めていきます。また、維持管理において、地域の協議会では利用する市民との協働によりコスト削減に努めてまいります。

15 ページ目は関係自治体等の意見について紹介します。

東京都からは、「都市化が著しい首都圏において、中川・綾瀬川の下流は、多様な水辺利用が楽しめ、水際の自然が存在する貴重な空間で、誰もが安心して散策や自然と触れ合うことのできる水辺の空間の創出に向け、地元との調整やコスト削減十分行いながら、「葛飾中川かわまちづくり事業」を推進するようお願いします」ということです。

埼玉県からは、「本県において、中川・綾瀬川の水環境の改善及び川の再生は重要な課題の一つであり、安全に水辺に親しむことができる空間を創出する利根川総合水系環境整備事業は必要な事業と考えている。実施にあたっては、引き続き、コスト縮減に十分留意し、着実に事業を進めていただきたい。また、関係機関や地域住民等との調整を図りながら、適切な維持管理や更なる利用促進についてお願いしたい」という意見です。

最後に、事業の必要性に関する視点で、事業をめぐる社会情勢等の変化として、中川・綾瀬川流域の都市化等に伴う水質悪化が社会問題となっていました。清流ルネッサンス等の取組により、平成 28 年度には水質基準が年間を通じ下回る状況となりました。水質改善が進捗してきたことと足並みをそろえるように、地域における良好な自然環境、水辺環境への期待は年々高まっています。

中川の水辺は、地域において市街地の貴重な空間と認識され、河川敷は広場等に利用されています。更に今後は、誰もが安心して水辺の散策や自然とふれあうことのできる場所となるよう、地域から期待されています。

事業の投資効果としまして、B/C が先ほどの 2 事業で 10.5 ということで、B が 207.6、C が 19.8 という結果になっております。

また、事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点ということで、今後の実施の目途、進捗の見通しについては、特に大きな支障はありません。今後も事業実施にあたり、社会情勢等の変化に留意しつつ、運営の主体となる協議会、関係機関や地元関係者等との調整を十分図り、利用計画・維持管理計画の策定など、更なる利用促進に向けて取組みを進めます。

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点については、地元自治体や市民との協働による維持管理等、地域と連携しながら一層のコスト縮減に努めます。

今後の対応方針は事業継続とします。本事業は、河川空間を活用し賑わいの創出を行うとともに、河川の安全で安心な利用に寄与するものであり、事業の必要性・重要性は高く、中川八潮地区環境整備事業のモニタリングを継続し、葛飾中川かわまちづくり事業に新たに着手することが妥当と考えます。

説明は以上になります。

【田中委員長】

それではただ今の説明につきまして、挙手の上ご発言いただければと思います。どなた

からでも結構です。

では畠瀬委員お願いします。

【畠瀬委員】

ご説明ありがとうございました。

私、自然環境を専門としておりますので、そちらの観点から質問させていただきます。これから新たにはじめる中川かわまちづくり事業ですけれども、こちら水辺へのアクセスがしやすくなり、ふれあいやすくなる場所はあると思いますが、エコトーンの保全が十分にできる計画かという点で、計画をチェックしていただければと感じております。特に下流の方が自然環境として、中川は大変重要なところだと思います。すでにエコトーンの無い場所も多いと思いますが、水辺が特に残り少ない地域ですので、エコトーンの保全をすべきところが残っているようでしたら、そこへの配慮を計画の中でしていただけるとありがたいと思っております。B/Cではなかなか評価できないところですので、生物多様性への配慮の方もよろしくお願いいたします。

【田中委員長】

事務局からどうでしょうか。

写真などを見ると、現状エコトーンが残っているところも管理用通路が入ってしまうように見えます。

【中山流域治水課長】

確かに、下流部は護岸整備ということで、自然環境が少ないところではありますけれども、ヨシ原など、今現在、多少残っている場所については、保全も含めて考えて進めてまいりたいと考えているところです。

【畠瀬委員】

ありがとうございます。

【田中委員長】

他、何かありますでしょうか。二瓶委員お願いします。

【二瓶委員】

東京理科大学の二瓶と申します。

ご説明どうもありがとうございました。東京理科大学はこの葛飾にキャンパスがございまして、先ほど、どこかに東京理科大の名前が書いてあって、ぜひやっていただきたいと大学関係者としては申し上げたいのですが、初歩的な質問と、島瀬先生の話と関係するかもしれませんが、8ページの整備区間がどう決まったのかという話で、左岸の一番上流の矢印辺りに本学の葛飾キャンパスまで繋がっているのか気になりました。その辺りも含めて教えてください。

【中山流域治水課長】

着手する場所については、地元の賑わいまちづくりとしての活動が活発だと言う意見があり、どこの地点を最初に進めるのがいいか、自治体関係者と打合せを積み重ねてきており、今回の中川大橋から上流側を先行して整備すると決まったといういきさつがありまして、まずここから実施する準備を進めているところです。

【二瓶委員】

地元の優先順位が高いところということですね。ありがとうございます。

それから、その上ですけれども、勾配がきついというか、傾斜が少しきつい。左側の写真で言うと、管理用通路を作ったとしても、そこに行くのが大変ではないかと思っております。ご意見あった自然のエコトーンとかに配慮しながら、もう少し多くの人降りがしやすいような場所があってもいいと思ったのですが、どうですか。

【中山流域治水課長】

8ページで、階段と坂路をお示しているところですが、まず川に直接下りるには法勾配がきついため、階段が考えられます。

縦断的に、スロープまで行くための緩やかな通路が必要ということで、坂路を計画しております。出入りが少しでも緩やかになるような配慮は確かに必要だと考えておりますので、計画へ取り込んでいきたいと考えているところです。

【二瓶委員】

ぜひ、よろしくお願いします。

【田中委員長】

他に、web 参加の方も含めて何かありますでしょうか。

手塚委員よろしくお願いします。

【手塚委員】

日本大学の手塚です。

事業再評価についてコメントをします。通常再評価という場合には、一定の年限が経っているか、費用が急激に上がる、あるいは供用期間が遅れる等の理由があって再評価と理解しております。従って、その場合は、なぜコストがこれだけ上がったか、なぜこれだけ期間が伸びたかが問題になるのですが、今回事例については、その理由が葛飾中川かわまちづくりの事業を含めて評価をするために再評価を行う、という理解しております。したがってB/Cが全体として、11.0から10.5に減少はしているものの、これは8.1と11.0のものを合わせた結果として下がっているということで、評価自体、B/Cとして見た限りにおいては、問題がないと考えます。以上です。

【中山流域治水課長】

ありがとうございます。

【田中委員長】

他に何かありますか。

私から一点確認ですけど、中川やしお水辺の楽校はR7まで継続事業ですよ。7ページを見ると、すべて完成してしまっていて、残事業は0となっており、残っているものが何かこの資料だけだとよく分からないと感じました。

【中山流域治水課長】

はい。これまでハード整備として工事等を進めてきており、整備するメニューは完了しましたが、その後の利用状況、安全面の配慮などを含めてモニタリングをするということ

で、R7年度まで実施するという内容となっております。

【田中委員長】

状況を見て、場所によって少し改善する可能性があるのですが、事業として継続というイメージですかね。ハード的に大きなものは作らないということでしょうか。

【中山流域治水課長】

そうですね。

【田中委員長】

はい、わかりました。中村先生よろしく申し上げます。

【中村委員】

はい、東京工業大学の中村です。ご説明ありがとうございます。

評価のところでもB/Cというのは承知しておりますが、今回の整備事業では人が対象となる整備事業の側面が強いのと思います。水辺の楽校、それから散策路としての整備。その時に便益以外にどういった使われ方をしているのか、利用形態等も調べてまとめるといいと伺っておりました。例えば八潮の楽校であれば、先ほど救命胴衣を着て子供たちが歩いている体験会がどれくらい開催されているのか、ワンドが教育にどういった使われ方をしているのかを件数、参加人数などの情報もまとめられたらいいかなと思いました。

それから散策路の方は、特にアンケートで「いくらまで払いますか」と聞く時に、利用形態も聞いていると思いますが、どういった利用をするのか、あるいはするつもりだという情報があれば教えていただければと思います。やっぱり散歩が多いんでしょうか？

分かっただけで結構ですので。個人的にも、川の周りがどのような使われ方をされているのか、特に散歩で通過するだけなのか、それともちょっと腰を下ろすみたいなことを滞留というのでしょうか、ベンチとかで憩いみたいなものもされたいのかどうかという興味があったものですから。そちらの方はコメントだと思っていただいて結構です。利用実態の方もまとめていただきたいです。以上でございます。

【中山流域治水課長】

アンケートで想定している内容についてお答えしたいと思います。

来訪者の59%は散策目的という結果になっております。ですから、今回の利用想定としましては、散策がメインの状況になっております。

【中村委員】

ありがとうございます。下流の方に行くと、歩道が整備されている区間が結構進んで来ているので、私もたまに行きますが、自然はないですね。コンクリートとタイルで整備されているような感じで、今回、法面のところも芝生みたいな植生もあるとのことで、気持ちのいい空間ができると期待しております。利用者の視点ですけれども。どうもありがとうございます。

【田中委員長】

既に完成しているところのかわまちづくり事業で、これだけの人が利用したとか、そういう数が出てくるものが必要とのことでしょうか。

【中村委員】

そうですね。そういうのもすごく参考になると思います。

【田中委員長】

今後のために、資料作りとしてよく道路事業でB/Cが1にすごく近いものがあり、そうするとB/Cには現れない定性的な効果がこんなにあり、資料が10ページも20ページもついてたりします。環境事業だともうB/Cが10とか出て安心して、効果が資料にあまり出てこない感じなんですけど、いろんな立場の人がいるので、ぜひ次回以降そのような資料も入れていただけるといいのかなというコメントです。

【中村委員】

ありがとうございました。

【中山流域治水課長】

ありがとうございます。

【堂本委員】

説明ありがとうございます。堂本です。2点ほどあります。

7ページの水辺の楽校の水中歩行路は、都市域での危険に対する対応の勉強というのは大変重要なことだと思うので、こういう取組をどんどん広めていただければと思います。もっと下流ですと、今後のところ難しいのかもわかりませが、こういったものがあると、また違う視点で水辺の価値というのが高まると思いますので、ぜひこれを深く研究して、より良いものをモニタリングの中でも見つけ出していただければなと思います。

それと、先ほど畠瀬委員からもありましたが、水辺で安らぐ、あるいはほっとするというのは、水際のエコトーンとして生き物にとってすごくいいものですが、人にとってもやはり和むものでございます。もちろん、構造的に無理なところはあると存じますけれど、できる限りそういったところも抽出して、協議会で意見交換する中で、対応できればと思います。

それと便益のところです。私は専門家ではありませんが、いつも思いますが、特に最近、企業等で心の病で休職される社員がしばしばいるということで、その損失とか、それから医者にかかる医療費のことを考えると、身近に安らげる空間があることはそういった方の心のケアにもなるわけですね。そういったものを評価すると、特に都市域であればさらに価値が上がると思いますので、ぜひこういう事業を進める中で、医療関係者の方々にもお声かけして、先ほどのアンケートの評価とかでの切り口で、実験的にモニタリングなり、声を拾ってこともあってもいいのかなと思いました。以上です。

【田中委員長】

事務局、何かありますか。

【中山流域治水課長】

今現在 CVM とすることでアンケート調査を用いて実施したところです。聞き取る内容については状況に応じて選択しているところではありますが、今後は、いただいた意見を念頭に検討してまいります。

◆議事 (3) その他

【田中委員長】

それでは、意見もある程度出尽くしたと思われまますので、今出た意見についてまとめます。

まず、環境まちづくりについては、賑わいを創出するのは非常に重要ですが、それ以外に環境面、エコトーンの保全、生物・人も含めて考慮しながら、進めていただきたいと、協議会でよく議論していただきたいということだと思いますので、その点を考慮いただければと思います。

それから、B/C以外の利用状況に関しての効果もB/Cで1を遥かに超えているというものの、どういう利用のされ方があって効果があるのかという定性的な効果について、今後まとめていただければと言う意見が出ていました。その意見の中に、健康面、医療関係者も含めて、その効果を調べていくと良いのではないかというコメントを頂きました。

それと、区間をどのように決めたかについては、地域の意向を反映して決めているという話でしたけれども、そのあたりで地域の議論するとき、今出たような話も含めて、できるだけ賑わいが創出されるように動線を考えつつ、賑わいを創出して頂ければと思います。

これまでいただいた意見ですけれども、基本的には前向きというよりは、より良い方向に向かうための意見が主体であったと思いますので、もしこれ以上のご意見がないようであれば、利根川水系環境整備事業中川・綾瀬川については、引き続き事業を継続するということによろしいでしょうか。

【中山流域治水課長】

事務局より、先ほどご質問いただいた自然共生サイトについて回答させていただきます。

【田中委員長】

はい、前半の方の話ですね。

【中山流域治水課長】

そうですね、最初の方ですね。

現時点において、河川整備計画の中では検討にいたっておりませんが、今後、候補箇所などの検討に当たっては、十分に自治体や関係機関と調整して行きたいと考えています。

【田中委員長】

今のは、先ほどの点検の方の関連の話で出ていた議論ですけども、そのようにしていただければと思います。

後半の方ですけども、継続が妥当であるとまとめたいと思います。特に資料の修正等に関する意見があったわけではありませんが、今後の進め方に関する意見ということで、事務局の方で進めていただければと思います。今後の進め方については後日また事務局から連絡をお願いいたします。

それでは、議事がすべて終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

◆閉会

【田所副所長】

田中委員長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご議論いただき、また貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。頂いたご意見を資料の方に反映していきながら行きたいと思います。

以上もちまして「令和5年 第1回利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—— 終了 ——